
プロジェクト	収益認識
項目	第 102 回收益認識専門委員会及び第 418 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 102 回收益認識専門委員会（2019 年 10 月 7 日開催）及び第 418 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 10 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

注記事項の検討—個別財務諸表における取扱い

（第 102 回收益認識専門委員会で聞かれた意見）

2. 事務局の提案内容について、個別財務諸表のみを作成している会社の場合にも、収益認識に関する注記は省略可能であるのか確認したい。

（第 418 回企業会計基準委員会で聞かれた意見）

3. 事務局提案について、十分理解できるものであると考えられる。一方で、企業によっては連結財務諸表と単体財務諸表で同じような内容が注記されることになる場合があると考えられるため、そのようなときには省略を認める等の選択肢を残しておくことも考えられる。
4. 今回の事務局提案について、前回の「連結財務諸表の情報から個別財務諸表の情報が推測できる場合には、個別財務諸表において注記を要しない」とする提案よりも実務的な運用がしやすいのではないかと考えられる。収益を理解するための基礎となる情報として記載する内容については定性的な情報であるため、連結財務諸表を参照することとして個別財務諸表では注記しないという考え方も取りうると考えられる。

（対応案）

審議事項(2)-3 別紙 1 の収益認識に関する会計基準案の第 80-25 項及び第 80-26 項において対応している。

注記事項の検討－四半期財務諸表における注記事項

(第 102 回収益認識専門委員会で聞かれた意見)

5. 最近の作成者と利用者との議論として、四半期報告制度について廃止を求める意見がある中で、コスト負担よりも情報の有用性が高いとする事務局提案については違和感があり、もう少しはっきりと立証していただきたいと考えられる。そもそも欧州では四半期開示が任意となっている中で、四半期財務諸表における注記事項として「収益の分解」を求めることに係る作成者の工数の増加と監査の必要性を踏まえると、一律に日本の上場企業に四半期における当該注記を求めることについて、より踏み込んだ分析が必要ではないかと考えられる。
6. 事務局の提案について、現在の四半期報告制度を前提とすると、このような提案内容とせざるを得ないものと考えられる。四半期財務諸表における注記の定めに関してコメント募集で質問している点について、四半期報告制度のあり方そのものに関する意見が寄せられた場合、ASBJ としては管轄外のため金融庁の対応に委ねる結果になるという理解で良いか確認したい。
7. 事務局の提案について、現在の四半期報告制度を前提とすると、このような形の提案になることを理解せざるを得ないものと考えられる。しかしながら、ASBJ として四半期報告制度のあり方等について、引き続き注視が必要であると考えられる。
8. 事務局の提案について、現在の四半期報告制度を前提とすると、このような方向性となるのはやむを得ないものと考えられる。作成者の立場としては、収益の分解情報の有用性に納得感が得られておらず、公開草案で意見を求めることはもとより、仮に基準化されたとしても、この開示の有用性について引き続き検証する仕組みが必要であると考えられる。
9. 利用者としては、企業の事業がグローバルに拡大し、ビジネスも変化している中で、収益の中身をより細かいメッシュで理解する必要があるため、当該情報の開示を求めていると考えられる。
10. 四半期会計基準文案第 58-4 項で、「国際的な会計基準に基づいて作成された期中財務報告との比較で、財務諸表の体裁を損なう可能性があるものと考えられる」とされている点について、「財務諸表の体裁を損なう」という表現が非常に強く感じられるため、見直しを検討しても良いかと考えられる。
11. 四半期財務諸表における収益認識に関連した注記事項として「収益の分解」を求めることについて、有用性と作成コストの観点からの検証は必要であると考えられる。一方で、国際的な整合性の観点を踏まえると事務局の提案の背景も理解できるとも

考えられる。「国際的な会計基準に基づいて作成された期中財務報告との比較で、財務諸表の体裁を損なう可能性があるものと考えられる」という表現について、コメント募集を行う際は、別の表現のほうが正確に伝わる可能性があり、表現の見直しを行っても良いのではないかと考えられる。

12. FASB が所定の開示制度を前提に SEC より包括的な委任を受けて開発している米国会計基準と、開示制度と会計基準の開発が分離している IFRS とでは、会計基準の開発の前提が異なっていると考えられる。我が国の会計基準の開発において、あまりにも IFRS との形式的な比較可能性を追求すると、色々なところで歪みが生じるリスクがあると考えられるため、米国会計基準を考慮することは有用であると考えられる。

(対応案)

コメントの募集及び公開草案の概要において、「四半期財務諸表における注記の定めに関する質問」として、コメントを募集する予定である（審議事項(2)-2 参照）。また、これまでの企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会で聞かれた意見を踏まえて、四半期財務諸表における注記として、収益の分解情報の注記を求めた背景及び経緯について、四半期財務諸表に関する会計基準の改正案の結論の背景において、記載を拡充した（審議事項(2)-3 別紙 4 参照）。

(第 418 回企業会計基準委員会で聞かれた意見)

13. 四半期開示の有用性や作成コストの問題等について様々な議論がある中で、現在の我が国の制度では、四半期の情報が必要であるということを前提に、必要な情報はなるべく開示していくことが望ましいと考えられるため、今回の事務局の提案は望ましい方向性であると考えられる。

(対応案)

事務局の提案に賛成する意見である。

14. 事務局の提案の方向性自体は反対しないものの、公開草案に対して寄せられたコメントを今後の議論に繋げていくことが有用なのではないかと考えられる。収益の分解情報については、国際的な会計基準との比較可能性の観点からは重要だと考えられるものの、一方で、企業の獲得する利益の観点からは営業利益率などが分からない中で収益の分解情報だけを出すことの有用性について、コメント募集で寄せられた意見を踏まえて議論をしていくことが重要であると考えられる。

15. 事務局の提案について、国際的な整合性は当然重要になる一方で、作成者としては、例えば、欧州においては半期報告制度が前提となっていることから、第1四半期と第3四半期においては、収益の分解情報の開示が要求されていないことを考えると、すべての四半期に当該開示を求めるとすると、実務上の負担についての懸念があると考えられる。公開草案においては、問題の所在を可能な限り明らかにした上で市場関係者の意見を聞くことが重要であると考えられる。
16. 収益の分解情報に対するコストと有用性については、企業や業態によって様々であると考えられるため、市場関係者の意見をよく聞き、決める必要があると考えられる。

(対応案)

コメントの募集及び公開草案の概要において、「四半期財務諸表における注記の定めに関する質問」として、コメントを募集する予定である（審議事項(2)-2参照）。また、これまでの企業会計基準委員会及び収益認識専門委員会で聞かれた意見を踏まえて、四半期財務諸表における注記として、収益の分解情報の注記を求めた背景及び経緯について、四半期財務諸表に関する会計基準の改正案の結論の背景において、記載を拡充した（審議事項(2)-3別紙4参照）。

17. 収益の分解情報については、すでにセグメント情報として情報の一部が開示されていることも踏まえると、当該開示に係るメリットの増加分とコストの増加分を比較した結果が問題になると考えられる。仮に四半期で収益の分解情報を求めるのであれば、どのように区分すべきかについての指針を明確にした方が良いと考えられる。

(対応案)

審議事項(2)-3別紙2の収益認識に関する会計基準の適用指針案第106-3項から第106-5項において、収益の分解情報をどのように区分するかについての指針を示している。なお、四半期財務諸表の収益の分解情報における区分についての指針と、年次財務諸表の収益の分解情報における区分についての指針が、相違することは想定していない。

コメントの募集及び公開草案の概要について聞かれた意見

(第102回収益認識専門委員会で聞かれた意見)

18. 公開草案の冒頭で「広くコメントをいただくことを目的とするものです」と記載さ

れている点について、今回の公開草案では表示又は開示に関する部分についてのみコメントを募集している旨を明記する必要はないか。また、会計処理に関するコメントが寄せられた場合の対応の仕方について確認したい。

(対応案)

公開草案は、改正箇所への提案に対する意見を募集するものであることは明確であるため、特段対応を追加しないこととした。仮に会計処理についてのコメントをいただいた場合には、場合によっては別途の対応とするかという検討も必要になる場合もあると考えられるが、それ以外については、コメント対応において対応することになると考えられる。

19. 質問1（回答者の属性）について、文末が「ご記載いただけますでしょうか」となっており、他の質問のと「ご記載ください」と異なるため、平仄を揃えた方が良いのではないかと考えられる。回答が必須ではない質問という趣旨であれば、平仄を揃えたうえで、「必須ではありません」と補足する方法もあると考えられる。

(対応案)

審議事項(2)-2で対応している。

20. 質問2（表示に関する質問）について、コメント募集の文案P5において「表示方法の変更とみなすことを提案している。」と記載されているが、基準の表現では「表示方法の変更として取り扱う」とあるため、平仄を合わせたほうがよいのではないかと考えられる。

(対応案)

審議事項(2)-2で対応している。なお、ご指摘の部分については、収益認識会計基準の文案にあわせて、経過措置の項目に移動している。

21. 質問3（注記事項に関する質問）について、基本的に結論の背景部分の条項は参考条項として記載しないという理解で良いか確認したい。もし結論の背景部分の条項を記載しなくて良いのであれば、適用指針改正案第191項は結論の背景部分であるため、見直しが必要ではないかと考えられる。

(対応案)

原則として、これまでのコメント募集及び公開草案の概要の記載方法を踏襲し、結論の背景まで参照番号を記載しないこととしているため、参照番号の間違いである。ただし、基本的な方針や、その他結論の背景にしか記載のない文言については、結論の背景の番号を参照することもある。

22. 質問3（注記事項に関する質問）について、「履行義務（財又はサービス）」という表現に違和感がある。「履行義務（提供すべき財又はサービス）」とするなど、括弧の中は義務の説明とした方が良いのではないかと考えられる。

(対応案)

「履行義務の内容」として説明することとした。審議事項(2)-3別紙1の収益認識に関する会計基準案においても同様の対応としており、第179項に説明を記載している。

23. 別紙1について、IFRS第15号の開示規定と本公開草案の関係が図式化されており、非常に分かりやすいと考えられる。さらに理解しやすいものとするために、例えば重要な会計方針として注記する内容や、四半期財務諸表において注記すべき事項を明確にするとともに、チェックリストとして用いられることのないように注書きを付けるなどすることも一つの方法であると考えられる。

(対応案)

審議事項(2)-2別紙2において対応している。

収益認識会計基準等の文案の修正について聞かれた意見**(会計基準文案について聞かれた意見)****第102回収益認識専門委員会で聞かれた意見**

24. 会計基準案第80項について、「少なくとも」という文言は不要ではないかと考えられる。

(対応案)

文案において、削除することで対応している（審議事項(2)-3別紙1参照）。

25. 会計基準案第 80-7 から第 80-9 項について、第 80-7 項の内容や 80-9 項の「財務諸表上の他の場所」という表現などは分かりにくいため、重要な会計方針に対して参照が必要なのか否かを分かりやすく整理した方が良いのではないかと考えられる。

(対応案)

重要な会計方針の注記と収益認識に関する注記との関係がうまく整理できていなかったため、見直しを図った。文案において対応している（審議事項(2)-3別紙1参照）。

26. 会計基準案第 80-13 項及び第 80-14 項における「財又はサービスの内容」について、第 80 項の重要な会計方針で注記する内容も含まれるのかという点が不明確であるため、記載を修正した方が良いのではないかと考えられる。

(対応案)

本資料第 22 項と同様、「履行義務の内容」として説明することとした。また、審議事項(2)-3別紙1の収益認識会計基準案第 179 項に説明を記載している。

27. 会計基準案第 89-3 項に関連して、本会計基準の適用により表示方法の変更が生じる場合の取扱いを定めた経緯について、結論の背景で記載した方が分かりやすいのではないかと考えられる。

(対応案)

審議事項(2)-3別紙1の収益認識に関する会計基準案第 210 項において修正している。

28. 会計基準案第 89-4 項における比較情報の定義について、第 85 項(1)で定義している「適用初年度の比較情報」と整合していないため、平仄を合わせる必要があるのではないかと考えられる。

(対応案)

文案において修正している（審議事項(2)-3別紙1参照）。

29. 会計基準案第198項における履行義務の進捗度の見積りについて、一般論や原則ではなくアウトプット法に係る記載内容となっており、アウトプット法が原則であるとの誤解を招きかねないため、見直した方が良いのではないかと考えられる。

(対応案)

文案において修正している（審議事項(2)-3別紙1参照）。

(適用指針文案について聞かれた意見)

第102回収益認識専門委員会で聞かれた意見

30. 適用指針案第104-2項について、契約負債の適切な表示科目が、契約の内容に基づいて、契約負債、前受金等と分かれるというふうに読めてしまい、分かりにくいのではないかと考えられる。

(対応案)

文案において修正している（審議事項(2)-3別紙1及び別紙2参照）。

以 上